

令和7年2月28日招集

令和7年 第2回(2月)

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目次

議案第 2 号	佐渡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 3 号	佐渡市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の制定について	64
議案第 4 号	佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	67
議案第 5 号	佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	70
議案第 6 号	佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	72
議案第 7 号	佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	74
議案第 8 号	佐渡市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	76
議案第 9 号	佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	78
議案第10号	佐渡市大学等の交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について	80
議案第11号	佐渡市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について	85
議案第12号	佐渡市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について	87
議案第13号	佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	89
議案第14号	佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	91

議案第15号	佐渡市多子世帯出産成長祝金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	93
議案第16号	佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	95
議案第17号	佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	97
議案第18号	佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	99
議案第19号	佐渡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	101
議案第20号	佐渡市母子健康センター条例を廃止する条例の制定について	103
議案第21号	佐渡市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について	105
議案第22号	佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	107
議案第23号	佐渡市赤泊温泉保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	109
議案第24号	佐渡市赤泊自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	111
議案第25号	佐渡市世界遺産推進基金条例の一部を改正する条例の制定について	115

議案第26号	佐渡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	117
議案第27号	佐渡市辺地総合整備計画（令和4年度～令和6年度）の変更について	119
議案第28号	佐渡市辺地総合整備計画（令和7年度～令和9年度）の策定について	120
議案第29号	佐渡市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について	121
議案第30号	市道路線の廃止及び認定について	123
議案第31号	佐渡クリーンセンター基幹的設備改良工事請負契約の締結について	125
議案第32号	令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第12号）について	126
議案第33号	令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について	126
議案第34号	令和6年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）について	126
議案第35号	令和6年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）について	126
議案第36号	令和6年度佐渡市小水力発電特別会計補正予算（第1号）について	126
議案第37号	令和6年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）について	126
議案第38号	令和6年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第4号）について	126
議案第39号	令和6年度佐渡市病院事業会計補正予算（第4号）について	126

議案第40号	令和6年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）について	126
議案第41号	令和6年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第4号）について	126
議案第42号	令和7年度佐渡市一般会計予算について	126
議案第43号	令和7年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について	126
議案第44号	令和7年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について	126
議案第45号	令和7年度佐渡市介護保険特別会計予算について	126
議案第46号	令和7年度佐渡市小水力発電特別会計予算について	126
議案第47号	令和7年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について	127
議案第48号	令和7年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について	127
議案第49号	令和7年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について	127
議案第50号	令和7年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について	127
議案第51号	令和7年度佐渡市真野財産区特別会計予算について	127
議案第52号	令和7年度佐渡市病院事業会計予算について	127
議案第53号	令和7年度佐渡市水道事業会計予算について	127
議案第54号	令和7年度佐渡市下水道事業会計予算について	127

議案第 2 号

佐渡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

佐渡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 28 日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(佐渡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 佐渡市職員の給与に関する条例（平成16年佐渡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「次項に規定する」を「次項各号に掲げる」に改め、「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給)」を削り、同条第6項中「55歳（規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える」を「次の各号に掲げる」に改め、「昇給は、」の次に「当該各号に掲げる職員の区分に応じ」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 55歳（規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員

第8条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号まで」を「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、同項第2号から第5号まで」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の4第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実

上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。同条において同じ。)」を加える。

第10条の2第3項中「第1項」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項」に改める。

第16条の4第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第17条中「第9条の4」を「第9条の2」に改める。

第17条の4の表に次のように加える。

第17条	第9条の2まで		第9条の4まで
別表第1行政職給料表中「			
261,300	287,300	309,800	335,000
262,300	288,900	311,500	336,900
263,300	290,400	313,200	338,700
264,300	291,900	314,700	340,500
265,300	293,400	316,100	342,200
266,300	294,900	317,400	343,900
267,300	296,300	318,700	345,500
268,300	297,600	320,000	347,200

269,300	298,800	321,300	348,800
270,300	300,300	323,100	350,500
271,300	301,800	324,900	352,100
272,300	303,200	326,600	353,700
273,300	304,600	328,300	355,200
274,300	305,700	330,000	356,900
275,300	306,700	331,700	358,500
276,400	307,900	333,400	360,100
277,400	309,100	335,000	361,700
278,700	310,700	336,700	363,500
280,000	312,300	338,400	365,000
281,200	313,900	340,000	366,600
282,500	315,400	341,500	368,000
283,800	317,000	343,100	369,600
285,000	318,600	344,700	371,200
286,200	320,200	346,200	372,700
287,300	321,700	347,600	374,600
288,500	323,400	349,300	376,500
289,800	325,000	350,900	378,400
291,100	326,600	352,500	380,200
292,400	328,000	353,700	381,700
293,400	329,700	355,200	383,500
294,400	331,400	356,700	385,200
295,500	333,000	358,200	386,800
296,600	334,200	359,900	388,500
297,800	336,100	361,700	389,900
298,900	337,800	363,400	391,300
300,100	339,400	365,100	392,700
301,300	340,900	366,500	394,100
302,600	342,500	367,800	395,300
303,900	344,100	369,000	396,500

305,200	345,700	370,400	397,500
306,500	347,400	371,500	398,600
307,800	349,200	372,400	399,800
309,100	351,000	373,400	400,900
310,400	352,800	374,500	402,000
311,700	354,300	375,300	402,700
313,000	355,700	376,200	403,400
314,300	357,100	377,100	404,100
315,400	358,500	377,900	404,800
316,300	360,000	378,700	405,400
317,600	360,800	379,500	406,000
318,900	361,800	380,300	406,500
320,200	362,800	381,000	406,900
321,400	363,700	381,700	407,300
322,700	364,800	382,400	407,500
323,900	365,700	383,100	407,800
325,100	366,700	383,800	408,100
326,400	367,600	384,300	408,400
327,500	368,300	384,900	408,700
328,600	369,000	385,500	409,000
329,700	369,600	386,200	409,300
330,400	370,000	386,600	409,500
331,300	370,600	387,200	409,800
332,000	371,300	387,800	410,100
332,800	372,000	388,300	410,400
333,600	372,300	388,700	410,600
334,000	373,000	389,300	410,900
334,600	373,700	389,900	411,200
335,300	374,300	390,400	411,500
336,100	374,600	390,800	411,700
336,800	375,100	391,300	412,000

337,500	375,700	391,800	412,300
338,100	376,300	392,400	412,500
338,600	376,600	392,700	412,700
339,200	377,200	393,100	413,000
339,700	377,900	393,500	413,300
340,300	378,500	393,900	413,500
340,600	378,900	394,200	413,700
341,100	379,400	394,500	414,000
341,500	380,000	394,800	414,300
341,900	380,500	395,000	414,500
342,300	381,000	395,200	414,700
342,800	381,600	395,500	415,000
343,300	382,100	395,800	415,300
343,800	382,400	396,000	415,500
344,100	382,800	396,200	415,700
344,500	383,300	396,500	
344,900	383,700	396,800	
345,300	384,100	397,000	
345,600	384,500	397,200	
346,000	385,000	397,500	
346,400	385,400	397,800	
346,800	385,800	398,000	
347,000	386,100	398,200	
347,400	386,600		
347,800	387,000		
348,200	387,400		
348,400	387,700		
348,800	388,200		
349,200	388,600		
349,500	389,000		
349,800	389,300		

350,200			
350,600			
351,000			
351,500			
351,900			
352,300			
352,700			
353,200			
353,600			
353,900			
354,200			
354,700			

」を「

265,300	298,800	321,300	355,200
266,300	300,300	323,100	356,900
267,300	301,800	324,900	358,500
268,300	303,200	326,600	360,100
269,300	304,600	328,300	361,700
270,300	305,700	330,000	363,500
271,300	306,700	331,700	365,000
272,300	307,900	333,400	366,600
273,300	309,100	335,000	368,000
274,300	310,700	336,700	369,600
275,300	312,300	338,400	371,200
276,400	313,900	340,000	372,700
277,400	315,400	341,500	374,600
278,700	317,000	343,100	376,500
280,000	318,600	344,700	378,400
281,200	320,200	346,200	380,200
282,500	321,700	347,600	381,700
283,800	323,400	349,300	383,500

285,000	325,000	350,900	385,200
286,200	326,600	352,500	386,800
287,300	328,000	353,700	388,500
288,500	329,700	355,200	389,900
289,800	331,400	356,700	391,300
291,100	333,000	358,200	392,700
292,400	334,200	359,900	394,100
293,400	336,100	361,700	395,300
294,400	337,800	363,400	396,500
295,500	339,400	365,100	397,500
296,600	340,900	366,500	398,600
297,800	342,500	367,800	399,800
298,900	344,100	369,000	400,900
300,100	345,700	370,400	402,000
301,300	347,400	371,500	402,700
302,600	349,200	372,400	403,400
303,900	351,000	373,400	404,100
305,200	352,800	374,500	404,800
306,500	354,300	375,300	405,400
307,800	355,700	376,200	406,000
309,100	357,100	377,100	406,500
310,400	358,500	377,900	406,900
311,700	360,000	378,700	407,300
313,000	360,800	379,500	407,500
314,300	361,800	380,300	407,800
315,400	362,800	381,000	408,100
316,300	363,700	381,700	408,400
317,600	364,800	382,400	408,700
318,900	365,700	383,100	409,000
320,200	366,700	383,800	409,300
321,400	367,600	384,300	409,500

322,700	368,300	384,900	409,800
323,900	369,000	385,500	410,100
325,100	369,600	386,200	410,400
326,400	370,000	386,600	410,600
327,500	370,600	387,200	410,900
328,600	371,300	387,800	411,200
329,700	372,000	388,300	411,500
330,400	372,300	388,700	411,700
331,300	373,000	389,300	412,000
332,000	373,700	389,900	412,300
332,800	374,300	390,400	412,500
333,600	374,600	390,800	412,700
334,000	375,100	391,300	413,000
334,600	375,700	391,800	413,300
335,300	376,300	392,400	413,500
336,100	376,600	392,700	413,700
336,800	377,200	393,100	414,000
337,500	377,900	393,500	414,300
338,100	378,500	393,900	414,500
338,600	378,900	394,200	414,700
339,200	379,400	394,500	415,000
339,700	380,000	394,800	415,300
340,300	380,500	395,000	415,500
340,600	381,000	395,200	415,700
341,100	381,600	395,500	
341,500	382,100	395,800	
341,900	382,400	396,000	
342,300	382,800	396,200	
342,800	383,300	396,500	
343,300	383,700	396,800	
343,800	384,100	397,000	

344,100	384,500	397,200
344,500	385,000	397,500
344,900	385,400	397,800
345,300	385,800	398,000
345,600	386,100	398,200
346,000	386,600	
346,400	387,000	
346,800	387,400	
347,000	387,700	
347,400	388,200	
347,800	388,600	
348,200	389,000	
348,400	389,300	
348,800		
349,200		
349,500		
349,800		
350,200		
350,600		
351,000		
351,500		
351,900		
352,300		
352,700		
353,200		
353,600		
353,900		
354,200		
354,700		

」に改める。

別表第2 公安職給料表中「

290,400	320,000	342,400
291,700	321,700	344,100
293,000	323,400	345,700
294,200	325,100	347,300
295,400	326,600	348,900
296,400	328,000	350,000
297,400	329,300	351,100
298,300	330,600	352,200
298,900	331,900	353,300
299,600	333,400	355,000
300,300	334,900	356,700
301,000	336,400	358,300
301,700	337,900	359,900
302,400	339,300	361,600
303,100	340,600	363,200
303,700	341,900	364,800
304,400	343,200	366,400
305,200	344,800	368,000
305,900	346,400	369,600
306,700	348,000	371,200
307,400	349,500	372,800
308,200	351,100	374,400
309,200	352,700	376,000
310,100	354,200	377,600
311,000	355,700	379,200
312,300	357,300	380,800
313,600	358,900	382,400
314,900	360,400	384,000
316,200	361,900	385,600
317,700	363,500	387,200
319,000	365,100	388,900

320,100	366,700	390,600
321,100	368,100	392,300
322,300	369,800	394,300
323,500	371,500	396,200
324,600	373,100	398,100
325,700	374,700	399,800
326,900	376,300	401,200
328,100	377,900	402,400
329,200	379,600	403,700
330,300	381,300	404,700
331,500	383,300	405,800
332,700	385,300	406,800
333,900	387,300	407,800
335,100	389,000	408,900
336,300	390,700	410,100
337,500	392,200	411,200
338,700	393,700	412,300
339,900	394,900	413,500
341,200	395,900	414,300
342,400	396,900	415,100
343,600	397,900	415,700
344,800	399,000	416,200
346,200	400,100	416,900
347,500	401,200	417,600
348,800	402,300	418,200
349,700	403,600	418,900
351,000	404,400	419,300
352,200	405,200	419,900
353,400	405,800	420,500
354,600	406,300	420,900
356,000	407,000	421,300

357,400	407,700	421,800
358,800	408,400	422,300
360,100	408,700	422,800
361,600	409,400	423,400
363,100	410,100	423,800
364,500	410,600	424,200
365,700	411,000	424,600
367,100	411,400	424,900
368,400	411,900	425,200
369,800	412,400	425,500
370,900	412,900	425,800
372,100	413,300	426,100
373,300	413,800	426,400
374,500	414,300	426,600
375,800	414,800	426,800
377,000	415,300	427,100
378,200	415,900	427,400
379,300	416,400	427,600
380,400	416,800	427,800
381,600	417,400	428,100
382,700	417,900	428,400
383,900	418,100	428,600
385,000	418,400	428,800
385,600	418,900	429,100
386,100	419,200	429,400
386,600	419,500	429,600
387,200	419,800	429,800
387,800	420,200	430,100
388,400	420,600	430,400
389,000	421,000	430,600
389,300	421,300	430,800

389,800	421,700
390,300	422,100
390,800	422,500
391,200	422,800
391,600	423,200
392,100	423,600
392,600	424,000
393,000	424,300
393,500	
394,000	
394,500	
394,800	
395,200	
395,700	
396,000	
396,300	
396,800	
397,300	
397,800	
398,100	
398,600	
399,100	
399,600	
399,900	
400,400	
400,900	
401,400	
401,800	
402,300	
402,700	
403,200	

403,600		
」を「		
295,400	331,900	353,300
296,400	333,400	355,000
297,400	334,900	356,700
298,300	336,400	358,300
298,900	337,900	359,900
299,600	339,300	361,600
300,300	340,600	363,200
301,000	341,900	364,800
301,700	343,200	366,400
302,400	344,800	368,000
303,100	346,400	369,600
303,700	348,000	371,200
304,400	349,500	372,800
305,200	351,100	374,400
305,900	352,700	376,000
306,700	354,200	377,600
307,400	355,700	379,200
308,200	357,300	380,800
309,200	358,900	382,400
310,100	360,400	384,000
311,000	361,900	385,600
312,300	363,500	387,200
313,600	365,100	388,900
314,900	366,700	390,600
316,200	368,100	392,300
317,700	369,800	394,300
319,000	371,500	396,200
320,100	373,100	398,100
321,100	374,700	399,800

322,300	376,300	401,200
323,500	377,900	402,400
324,600	379,600	403,700
325,700	381,300	404,700
326,900	383,300	405,800
328,100	385,300	406,800
329,200	387,300	407,800
330,300	389,000	408,900
331,500	390,700	410,100
332,700	392,200	411,200
333,900	393,700	412,300
335,100	394,900	413,500
336,300	395,900	414,300
337,500	396,900	415,100
338,700	397,900	415,700
339,900	399,000	416,200
341,200	400,100	416,900
342,400	401,200	417,600
343,600	402,300	418,200
344,800	403,600	418,900
346,200	404,400	419,300
347,500	405,200	419,900
348,800	405,800	420,500
349,700	406,300	420,900
351,000	407,000	421,300
352,200	407,700	421,800
353,400	408,400	422,300
354,600	408,700	422,800
356,000	409,400	423,400
357,400	410,100	423,800
358,800	410,600	424,200

360,100	411,000	424,600
361,600	411,400	424,900
363,100	411,900	425,200
364,500	412,400	425,500
365,700	412,900	425,800
367,100	413,300	426,100
368,400	413,800	426,400
369,800	414,300	426,600
370,900	414,800	426,800
372,100	415,300	427,100
373,300	415,900	427,400
374,500	416,400	427,600
375,800	416,800	427,800
377,000	417,400	428,100
378,200	417,900	428,400
379,300	418,100	428,600
380,400	418,400	428,800
381,600	418,900	429,100
382,700	419,200	429,400
383,900	419,500	429,600
385,000	419,800	429,800
385,600	420,200	430,100
386,100	420,600	430,400
386,600	421,000	430,600
387,200	421,300	430,800
387,800	421,700	
388,400	422,100	
389,000	422,500	
389,300	422,800	
389,800	423,200	
390,300	423,600	

390,800	424,000	
391,200	424,300	
391,600		
392,100		
392,600		
393,000		
393,500		
394,000		
394,500		
394,800		
395,200		
395,700		
396,000		
396,300		
396,800		
397,300		
397,800		
398,100		
398,600		
399,100		
399,600		
399,900		
400,400		
400,900		
401,400		
401,800		
402,300		
402,700		
403,200		
403,600		

」に改める。

別表第3ア医療職給料表(1)の表中「

370,000	426,700	484,400
372,600	428,700	486,200
375,100	430,700	488,000
377,600	432,600	489,800
380,100	434,500	491,600
382,800	436,100	493,300
385,500	437,700	495,000
388,100	439,300	496,700
390,200	440,900	498,400
392,700	442,700	500,500
395,200	444,500	502,600
397,700	446,300	504,700
400,300	448,100	506,700
403,000	449,900	508,600
405,600	451,700	510,700
408,100	453,500	512,700
410,500	455,100	514,600
412,700	457,100	516,600
414,800	459,000	518,600
416,900	460,900	520,400
419,000	462,300	522,200
420,500	464,100	524,000
422,000	465,900	525,800
423,500	467,700	527,600
424,900	469,500	529,200
426,400	471,300	531,000
427,900	473,100	532,800
429,300	474,900	534,600
430,700	476,700	536,200
432,200	478,500	538,000

433,700	480,300	539,800
435,100	482,100	541,500
436,500	483,900	543,100
438,000	485,800	544,900
439,500	487,700	546,600
440,900	489,600	548,300
442,300	491,500	549,800
443,700	493,200	551,400
445,100	495,000	552,800
446,500	496,800	554,400
447,900	498,400	555,900
449,300	500,200	557,300
450,700	502,000	558,700
452,100	503,600	560,000
453,500	505,000	561,200
454,900	506,700	562,200
456,300	508,500	563,200
457,700	510,200	564,200
459,100	511,700	565,200
460,800	513,000	566,100
462,400	514,300	567,000
464,000	515,600	567,900
465,600	516,600	568,700
466,800	517,900	569,600
468,000	519,200	570,500
469,100	520,500	571,400
470,100	521,500	572,300
471,100	522,300	573,200
472,000	523,100	574,100
472,800	523,900	574,800
473,500	524,800	575,700

474, 200	525, 600	576, 600
474, 900	526, 400	577, 500
475, 500	527, 100	578, 400
476, 200	527, 900	579, 300
476, 900	528, 700	
477, 500	529, 400	
478, 100	530, 300	
478, 400	531, 200	
479, 000	532, 000	
479, 700	532, 900	
480, 400	533, 800	
480, 800	534, 600	
481, 400	535, 500	
482, 100	536, 400	
482, 800	537, 100	
483, 200	537, 900	
483, 800	538, 800	
484, 400	539, 700	
484, 900	540, 600	
485, 400	541, 400	
485, 900	542, 300	
486, 400	543, 200	
486, 900	544, 100	
487, 300	544, 900	
487, 800	545, 800	
488, 200	546, 700	
488, 700	547, 600	
489, 200	548, 400	
489, 800		
490, 400		
490, 800		

491,300		
491,900		
492,500		
493,000		
493,500		

」を「

400,300	455,100	549,800
403,000	457,100	555,900
405,600	459,000	561,200
408,100	460,900	566,100
410,500	462,300	570,500
412,700	464,100	574,800
414,800	465,900	578,400
416,900	467,700	581,400
419,000	469,500	583,900
420,500	471,300	586,200
422,000	473,100	
423,500	474,900	
424,900	476,700	
426,400	478,500	
427,900	480,300	
429,300	482,100	
430,700	483,900	
432,200	485,800	
433,700	487,700	
435,100	489,600	
436,500	491,500	
438,000	493,200	
439,500	495,000	
440,900	496,800	
442,300	498,400	

443,700	500,200
445,100	502,000
446,500	503,600
447,900	505,000
449,300	506,700
450,700	508,500
452,100	510,200
453,500	511,700
454,900	513,000
456,300	514,300
457,700	515,600
459,100	516,600
460,800	517,900
462,400	519,200
464,000	520,500
465,600	521,500
466,800	522,300
468,000	523,100
469,100	523,900
470,100	524,800
471,100	525,600
472,000	526,400
472,800	527,100
473,500	527,900
474,200	528,700
474,900	529,400
475,500	530,300
476,200	531,200
476,900	532,000
477,500	532,900
478,100	533,800

478,400	534,600
479,000	535,500
479,700	536,400
480,400	537,100
480,800	537,900
481,400	538,800
482,100	539,700
482,800	540,600
483,200	541,400
483,800	542,300
484,400	543,200
484,900	544,100
485,400	544,900
485,900	545,800
486,400	546,700
486,900	547,600
487,300	548,400
487,800	
488,200	
488,700	
489,200	
489,800	
490,400	
490,800	
491,300	
491,900	
492,500	
493,000	
493,500	

に改め、同表イ医療職給料表(2)の表中「

258,500	278,600	303,500	341,100
259,700	279,400	305,000	342,800
260,800	280,200	306,500	344,500
261,900	281,000	308,000	346,100
263,000	281,800	309,500	347,700
263,800	282,600	310,900	349,400
264,600	283,400	312,300	351,000
265,400	284,100	313,700	352,600
266,200	284,800	315,000	354,200
267,000	285,500	316,400	355,900
267,800	286,200	317,800	357,600
268,600	287,000	319,200	359,200
269,400	287,800	320,600	360,700
270,200	288,600	322,200	362,400
271,000	289,400	323,700	364,000
271,800	290,100	325,200	365,600
272,600	290,800	326,700	367,200
273,400	291,900	328,300	368,800
274,200	293,000	329,800	370,400
275,000	294,200	331,300	372,000
275,800	295,400	332,800	373,600
276,600	296,600	334,400	375,600
277,400	297,800	335,900	377,600
278,200	299,000	337,400	379,600
279,000	300,200	338,900	381,000
279,900	301,400	340,500	382,700
280,800	302,600	342,100	384,400
281,600	303,800	343,600	386,100
282,400	305,000	344,900	387,800
283,300	306,200	346,400	389,300
284,200	307,300	347,900	390,800

285,000	308,500	349,400	392,300
285,800	309,800	350,900	393,600
286,900	311,000	352,400	394,900
287,900	312,200	353,900	396,200
288,900	313,400	355,300	397,300
289,900	314,600	356,700	398,400
291,000	315,700	358,300	399,500
292,000	316,900	359,800	400,600
293,000	318,100	361,300	401,700
294,000	319,300	362,500	402,500
295,000	320,600	363,600	403,300
296,000	321,900	364,800	404,100
297,000	323,100	365,900	404,900
298,000	324,000	366,900	405,300
299,200	325,200	367,700	405,900
300,300	326,400	368,700	406,400
301,400	327,600	369,800	406,800
302,500	328,700	370,800	407,200
303,600	329,700	371,800	407,400
304,700	330,700	372,800	407,700
305,800	331,600	373,700	408,000
306,900	332,500	374,500	408,300
308,000	333,500	375,300	408,600
309,100	334,500	376,200	408,900
310,200	335,400	377,000	409,200
311,200	335,900	377,500	409,400
312,200	336,800	378,300	409,700
313,200	337,500	379,100	410,000
314,200	338,400	379,900	410,300
315,200	339,100	380,300	410,500
316,200	339,400	381,000	410,800

317,200	339,900	381,700	411,100
318,100	340,500	382,300	411,400
319,000	341,100	382,700	411,600
319,800	341,800	383,200	
320,500	342,500	383,800	
321,200	343,100	384,400	
321,800	343,800	384,800	
322,500	344,300	385,300	
323,100	344,900	385,800	
323,700	345,500	386,300	
324,300	345,800	386,900	
324,500	346,400	387,400	
325,000	346,900	388,000	
325,500	347,400	388,600	
326,100	347,900	389,100	
326,600	348,400	389,600	
327,100	348,900	390,100	
327,500	349,300	390,600	
328,100	349,600	390,900	
328,600	349,900	391,400	
329,000	350,100	391,800	
329,500	350,400	392,200	
330,000	350,900	392,600	
330,400	351,200		
330,600	351,500		
330,900	351,800		
331,300	352,200		
331,700	352,500		
332,000	352,800		
332,300	353,100		
332,600	353,500		

332,800	353,800		
333,200	354,100		
333,500	354,400		
333,700	354,700		
334,000	355,100		
334,300	355,500		
334,600	355,900		
334,800	356,400		
335,100	356,800		
335,400	357,200		
335,600	357,600		
335,800	358,100		
336,000			
336,400			
336,600			
336,800			
337,200			
337,600			
338,000			
338,200			

」を「

263,000	281,800	315,000	360,700
263,800	282,600	316,400	362,400
264,600	283,400	317,800	364,000
265,400	284,100	319,200	365,600
266,200	284,800	320,600	367,200
267,000	285,500	322,200	368,800
267,800	286,200	323,700	370,400
268,600	287,000	325,200	372,000
269,400	287,800	326,700	373,600
270,200	288,600	328,300	375,600

271,000	289,400	329,800	377,600
271,800	290,100	331,300	379,600
272,600	290,800	332,800	381,000
273,400	291,900	334,400	382,700
274,200	293,000	335,900	384,400
275,000	294,200	337,400	386,100
275,800	295,400	338,900	387,800
276,600	296,600	340,500	389,300
277,400	297,800	342,100	390,800
278,200	299,000	343,600	392,300
279,000	300,200	344,900	393,600
279,900	301,400	346,400	394,900
280,800	302,600	347,900	396,200
281,600	303,800	349,400	397,300
282,400	305,000	350,900	398,400
283,300	306,200	352,400	399,500
284,200	307,300	353,900	400,600
285,000	308,500	355,300	401,700
285,800	309,800	356,700	402,500
286,900	311,000	358,300	403,300
287,900	312,200	359,800	404,100
288,900	313,400	361,300	404,900
289,900	314,600	362,500	405,300
291,000	315,700	363,600	405,900
292,000	316,900	364,800	406,400
293,000	318,100	365,900	406,800
294,000	319,300	366,900	407,200
295,000	320,600	367,700	407,400
296,000	321,900	368,700	407,700
297,000	323,100	369,800	408,000
298,000	324,000	370,800	408,300

299,200	325,200	371,800	408,600
300,300	326,400	372,800	408,900
301,400	327,600	373,700	409,200
302,500	328,700	374,500	409,400
303,600	329,700	375,300	409,700
304,700	330,700	376,200	410,000
305,800	331,600	377,000	410,300
306,900	332,500	377,500	410,500
308,000	333,500	378,300	410,800
309,100	334,500	379,100	411,100
310,200	335,400	379,900	411,400
311,200	335,900	380,300	411,600
312,200	336,800	381,000	
313,200	337,500	381,700	
314,200	338,400	382,300	
315,200	339,100	382,700	
316,200	339,400	383,200	
317,200	339,900	383,800	
318,100	340,500	384,400	
319,000	341,100	384,800	
319,800	341,800	385,300	
320,500	342,500	385,800	
321,200	343,100	386,300	
321,800	343,800	386,900	
322,500	344,300	387,400	
323,100	344,900	388,000	
323,700	345,500	388,600	
324,300	345,800	389,100	
324,500	346,400	389,600	
325,000	346,900	390,100	
325,500	347,400	390,600	

326, 100	347, 900	390, 900
326, 600	348, 400	391, 400
327, 100	348, 900	391, 800
327, 500	349, 300	392, 200
328, 100	349, 600	392, 600
328, 600	349, 900	
329, 000	350, 100	
329, 500	350, 400	
330, 000	350, 900	
330, 400	351, 200	
330, 600	351, 500	
330, 900	351, 800	
331, 300	352, 200	
331, 700	352, 500	
332, 000	352, 800	
332, 300	353, 100	
332, 600	353, 500	
332, 800	353, 800	
333, 200	354, 100	
333, 500	354, 400	
333, 700	354, 700	
334, 000	355, 100	
334, 300	355, 500	
334, 600	355, 900	
334, 800	356, 400	
335, 100	356, 800	
335, 400	357, 200	
335, 600	357, 600	
335, 800	358, 100	
336, 000		
336, 400		

336,600			
336,800			
337,200			
337,600			
338,000			
338,200			

」に改め、同表ウ医療職給料表(3)の表中「

277,600	293,000	310,300	342,200
278,700	293,600	311,500	343,900
279,800	294,200	312,700	345,600
280,800	294,700	313,800	347,300
281,800	295,200	314,900	349,000
282,300	295,800	316,000	350,700
282,800	296,400	317,100	352,400
283,300	296,900	318,200	354,000
283,800	297,400	319,300	355,500
284,300	298,000	320,300	357,200
284,800	298,600	321,300	358,900
285,300	299,100	322,300	360,600
285,800	299,600	323,300	362,000
286,300	300,200	324,500	363,700
286,800	300,800	325,700	365,400
287,300	301,300	326,900	367,100
287,800	301,800	328,000	368,900
288,300	302,500	329,200	370,900
288,800	303,200	330,300	372,900
289,300	303,900	331,400	374,900
289,800	304,600	332,500	376,600
290,300	305,500	333,700	378,700
290,800	306,400	334,800	380,800
291,300	307,300	335,900	382,800

291,800	308,100	337,000	384,700
292,300	309,000	338,200	386,300
292,800	309,900	339,300	388,100
293,300	310,800	340,400	389,900
293,800	311,600	341,500	391,600
294,400	312,500	342,700	393,300
295,200	313,400	343,800	395,200
296,000	314,300	344,900	396,900
296,700	315,100	346,000	398,600
297,500	316,200	347,300	400,300
298,300	317,300	348,600	402,100
299,100	318,400	349,900	403,800
299,800	319,500	351,100	405,400
300,600	320,600	352,600	407,100
301,400	321,700	354,100	408,900
302,100	322,800	355,600	410,700
302,900	323,900	356,800	412,200
303,700	325,100	358,300	413,700
304,500	326,200	359,700	415,200
305,300	327,300	361,100	416,500
306,000	328,100	362,500	417,600
307,000	329,200	363,500	418,700
308,000	330,300	364,900	419,800
308,900	331,300	366,200	421,000
309,800	332,300	367,500	422,300
310,800	333,300	368,900	423,400
311,800	334,300	370,200	424,600
312,700	335,300	371,500	425,700
313,600	336,500	373,000	426,900
314,600	337,800	374,200	427,900
315,600	339,000	375,300	429,000

316,600	340,200	376,500	430,100
317,400	341,100	377,600	431,100
318,400	342,300	378,500	431,600
319,400	343,400	379,500	432,200
320,300	344,700	380,400	432,600
321,200	345,700	381,000	433,200
322,200	346,600	381,800	433,700
323,200	347,700	382,600	434,100
324,100	348,900	383,400	434,600
325,000	350,000	384,100	435,100
326,200	351,200	384,800	435,500
327,400	352,400	385,500	435,800
328,600	353,400	386,100	436,100
329,300	354,400	386,700	436,500
330,400	355,400	387,300	
331,500	356,500	388,000	
332,400	357,600	388,600	
333,500	358,400	389,300	
334,200	359,500	389,800	
335,300	360,600	390,400	
336,400	361,600	390,900	
337,500	362,300	391,300	
338,700	363,100	391,900	
339,800	363,900	392,400	
340,900	364,600	392,700	
342,000	365,200	393,000	
343,100	365,700	393,500	
344,100	366,200	393,900	
345,200	366,700	394,200	
346,100	367,300	394,500	
347,100	367,800	395,000	

348,000	368,300	395,500
349,000	368,800	395,900
349,900	369,200	396,200
350,700	369,600	396,600
351,500	370,200	397,100
352,300	370,700	397,500
352,900	371,000	397,900
353,500	371,500	
354,100	371,900	
354,700	372,200	
355,100	372,800	
355,500	373,300	
356,000	373,800	
356,400	374,300	
356,900	374,900	
357,300	375,400	
357,800	375,900	
358,200	376,300	
358,500	376,900	
359,000	377,400	
359,400	377,900	
359,700	378,400	
360,100	379,000	
360,600	379,400	
361,100	379,900	
361,600	380,400	
362,100	381,000	
362,600		
363,100		
363,500		
363,900		

364,300			
364,800			
365,300			
365,700			
366,200			
366,700			
367,200			
367,500			

」を「

281,800	295,200	319,300	362,000
282,300	295,800	320,300	363,700
282,800	296,400	321,300	365,400
283,300	296,900	322,300	367,100
283,800	297,400	323,300	368,900
284,300	298,000	324,500	370,900
284,800	298,600	325,700	372,900
285,300	299,100	326,900	374,900
285,800	299,600	328,000	376,600
286,300	300,200	329,200	378,700
286,800	300,800	330,300	380,800
287,300	301,300	331,400	382,800
287,800	301,800	332,500	384,700
288,300	302,500	333,700	386,300
288,800	303,200	334,800	388,100
289,300	303,900	335,900	389,900
289,800	304,600	337,000	391,600
290,300	305,500	338,200	393,300
290,800	306,400	339,300	395,200
291,300	307,300	340,400	396,900
291,800	308,100	341,500	398,600
292,300	309,000	342,700	400,300

292,800	309,900	343,800	402,100
293,300	310,800	344,900	403,800
293,800	311,600	346,000	405,400
294,400	312,500	347,300	407,100
295,200	313,400	348,600	408,900
296,000	314,300	349,900	410,700
296,700	315,100	351,100	412,200
297,500	316,200	352,600	413,700
298,300	317,300	354,100	415,200
299,100	318,400	355,600	416,500
299,800	319,500	356,800	417,600
300,600	320,600	358,300	418,700
301,400	321,700	359,700	419,800
302,100	322,800	361,100	421,000
302,900	323,900	362,500	422,300
303,700	325,100	363,500	423,400
304,500	326,200	364,900	424,600
305,300	327,300	366,200	425,700
306,000	328,100	367,500	426,900
307,000	329,200	368,900	427,900
308,000	330,300	370,200	429,000
308,900	331,300	371,500	430,100
309,800	332,300	373,000	431,100
310,800	333,300	374,200	431,600
311,800	334,300	375,300	432,200
312,700	335,300	376,500	432,600
313,600	336,500	377,600	433,200
314,600	337,800	378,500	433,700
315,600	339,000	379,500	434,100
316,600	340,200	380,400	434,600
317,400	341,100	381,000	435,100

318,400	342,300	381,800	435,500
319,400	343,400	382,600	435,800
320,300	344,700	383,400	436,100
321,200	345,700	384,100	436,500
322,200	346,600	384,800	
323,200	347,700	385,500	
324,100	348,900	386,100	
325,000	350,000	386,700	
326,200	351,200	387,300	
327,400	352,400	388,000	
328,600	353,400	388,600	
329,300	354,400	389,300	
330,400	355,400	389,800	
331,500	356,500	390,400	
332,400	357,600	390,900	
333,500	358,400	391,300	
334,200	359,500	391,900	
335,300	360,600	392,400	
336,400	361,600	392,700	
337,500	362,300	393,000	
338,700	363,100	393,500	
339,800	363,900	393,900	
340,900	364,600	394,200	
342,000	365,200	394,500	
343,100	365,700	395,000	
344,100	366,200	395,500	
345,200	366,700	395,900	
346,100	367,300	396,200	
347,100	367,800	396,600	
348,000	368,300	397,100	
349,000	368,800	397,500	

349,900	369,200	397,900
350,700	369,600	
351,500	370,200	
352,300	370,700	
352,900	371,000	
353,500	371,500	
354,100	371,900	
354,700	372,200	
355,100	372,800	
355,500	373,300	
356,000	373,800	
356,400	374,300	
356,900	374,900	
357,300	375,400	
357,800	375,900	
358,200	376,300	
358,500	376,900	
359,000	377,400	
359,400	377,900	
359,700	378,400	
360,100	379,000	
360,600	379,400	
361,100	379,900	
361,600	380,400	
362,100	381,000	
362,600		
363,100		
363,500		
363,900		
364,300		

364,800			
365,300			
365,700			
366,200			
366,700			
367,200			
367,500			

」に改める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年佐渡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第8項中「、第9条、第9条の2、第9条の3及び第9条の4」を「から第9条の2まで」に改める。

附則第4条第2項中「及び第8条」を削る。

附則第5条第2項中「から第9条まで」を「及び第7条」に改める。

附則第6条第2項中「及び第8条」を削る。

(佐渡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 佐渡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年佐渡市条例第293号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「及び勤勉手当」を「、勤勉手当及び寒冷地手当」に改める。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条中「同居していた配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)」を加える。

第12条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「午前5時までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加

え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第 16 条ただし書中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）」に改める。

第 18 条中「(昭和 25 年法律第 261 号)」を削る。

第 22 条中「及び第 8 条」及び「又は地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 第 5 条及び第 8 条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により採用された職員には適用しない。

第 22 条を第 23 条とし、第 21 条を第 22 条とし、第 20 条を第 21 条とし、第 19 条の次に次の 1 条を加える。

(寒冷地手当)

第 20 条 寒冷地手当は、毎年 11 月から翌年 3 月までの各月の初日に在勤する職員に対して支給する。

(佐渡市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 4 条 佐渡市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 21 年佐渡市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「及び勤勉手当」を「、勤勉手当及び寒冷地手当」に改める。

第 6 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 11 条第 1 項中「同居していた配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)」を加える。

第 17 条第 2 項中「勤務する場合に支給する」を「勤務をした場合は、当該職員に管理職員特別勤務手当を支給する」に改め、同条第 3 項中「週休日等以外の日の午前 0 時から」を「午後 10 時から翌日の」に改め、「午前 5 時までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務する場合に支給する」を「勤務をした場合は、当該職員に管理職員特別勤務手当を支給する」に改める。

第 27 条中「から第 9 条まで」及び「又は地方公務員の育児休業等に関

する法律第 18 条第 1 項」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 第 6 条及び第 9 条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により採用された職員には適用しない。

第 27 条を第 28 条とし、第 26 条を第 27 条とし、第 25 条の次に次の 1 条を加える。

(寒冷地手当)

第 26 条 寒冷地手当は、毎年 11 月から翌年 3 月までの各月の初日に在勤する職員に対して支給する。

(佐渡市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 5 条 佐渡市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和元年佐渡市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「及び勤勉手当」を「、勤勉手当及び寒冷地手当」に改める。

第 5 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 7 条中「同居していた配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)」を加える。

第 12 条第 1 項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前 0 時から」を「午後 10 時から翌日の」に改め、「午前 5 時までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第 18 条中「(昭和 25 年法律第 261 号)」を削る。

第 22 条中「及び第 8 条」及び「又は地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 第 5 条及び第 8 条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により採用された職員には適用しない。

第 22 条を第 23 条とし、第 21 条を第 22 条とし、第 20 条を第 21 条とし、第 19 条の次に次の 1 条を加える。

(寒冷地手当)

第20条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日に在勤する職員に対して支給する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において佐渡市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次条及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後給与条例」という。)第8条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

第5条 改正後給与条例第10条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(規則への委任)

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2条関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8

21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38

51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68

81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90	86		
95	91	87		
96	92	88		
97	93	89		
98	94	90		
99	95	91		
100	96	92		
101	97	93		
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			

111	107			
112	108			
113	109			

イ 公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給		
	4級	5級	6級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	1	1
7	3	1	1
8	4	1	1
9	5	1	1
10	6	2	2
11	7	3	3
12	8	4	4
13	9	5	5
14	10	6	6
15	11	7	7
16	12	8	8
17	13	9	9
18	14	10	10
19	15	11	11
20	16	12	12
21	17	13	13
22	18	14	14
23	19	15	15

24	20	16	16
25	21	17	17
26	22	18	18
27	23	19	19
28	24	20	20
29	25	21	21
30	26	22	22
31	27	23	23
32	28	24	24
33	29	25	25
34	30	26	26
35	31	27	27
36	32	28	28
37	33	29	29
38	34	30	30
39	35	31	31
40	36	32	32
41	37	33	33
42	38	34	34
43	39	35	35
44	40	36	36
45	41	37	37
46	42	38	38
47	43	39	39
48	44	40	40
49	45	41	41
50	46	42	42
51	47	43	43
52	48	44	44
53	49	45	45

54	50	46	46
55	51	47	47
56	52	48	48
57	53	49	49
58	54	50	50
59	55	51	51
60	56	52	52
61	57	53	53
62	58	54	54
63	59	55	55
64	60	56	56
65	61	57	57
66	62	58	58
67	63	59	59
68	64	60	60
69	65	61	61
70	66	62	62
71	67	63	63
72	68	64	64
73	69	65	65
74	70	66	66
75	71	67	67
76	72	68	68
77	73	69	69
78	74	70	70
79	75	71	71
80	76	72	72
81	77	73	73
82	78	74	74
83	79	75	75

84	80	76	76
85	81	77	77
86	82	78	78
87	83	79	79
88	84	80	80
89	85	81	81
90	86	82	82
91	87	83	83
92	88	84	84
93	89	85	85
94	90	86	
95	91	87	
96	92	88	
97	93	89	
98	94	90	
99	95	91	
100	96	92	
101	97	93	
102	98		
103	99		
104	100		
105	101		
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		

114	110		
115	111		
116	112		
117	113		
118	114		
119	115		
120	116		
121	117		
122	118		
123	119		
124	120		
125	121		

ウ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1

15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3

45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	

75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

エ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1

4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21

34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51

64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	
67	63	63	59	
68	64	64	60	
69	65	65	61	
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82		
87	83	83		
88	84	84		
89	85	85		
90	86	86		
91	87	87		
92	88	88		
93	89	89		

94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

オ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1

7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24

37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54

67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		

97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

議案第3号

佐渡市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の制定について

佐渡市職員の寒冷地手当の支給に関する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市職員の寒冷地手当の支給に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員に支給される寒冷地手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(寒冷地手当の支給)

第2条 毎年11月から翌年3月までの各月の初日（次条において「基準日」という。）において在勤する職員（常時勤務に服する職員及び地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員に限る。次条において「支給対象職員」という。）に対しては、佐渡市職員の給与に関する条例（平成16年佐渡市条例第56号。次条において「給与条例」という。）に規定する給与のほか、予算の範囲内で、この条例に定めるところにより寒冷地手当を支給する。

(寒冷地手当の支給額)

第3条 支給対象職員の寒冷地手当の支給額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
19,800円	11,400円	8,200円
備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であつて、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち、給与条例第10条の2第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（市長が定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして市長が定めるものを含まないものとする。		

2 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 給与条例第18条第2項又は第3項の規定により給与の支給を受ける職員に該当する支給対象職員 前項の規定による額にその者の給料の支給について用いられた同条第2項又は第3項の規定による割合を乗じて得た額

(2) 前号に掲げるもののほか、地方公務員法第29条の規定により停職にされている職員その他の市長が定める職員 0円

3 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項の規定による額を超えない範囲で、市長が定める額とする。

(1) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合

(2) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合

(3) 前2号に掲げる場合に準ずる場合として市長が定める場合
(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第4号

佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次
のとおり制定する。

令和7年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年佐渡市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「職員が、規則で定めるところにより、その」を削り、「この条」を「この項」に、「次条において同じ。）」を「次項並びに次条第1項から第3項までにおいて同じ。）のある職員が、規則の定めるところにより、当該子」に改め、同項第1号中「のある職員」を削り、同項第2号中「のある職員であって、規則で定めるもの」を削り、同条第2項前段中「要介護者」を「日常生活を営むのに支障がある者」に改め、同項後段中「職員が、規則で定めるところにより、その」を削り、「この条」を「この項」に、「次条」を「次項並びに次条第1項から第3項まで」に改め、「を養育」を削り、「要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」に改める。

第8条の4第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が規則で定めるところにより」に改め、同条第4項前段中「第1項及び前項」を「前3項」に改め、「第15条第1項に規定する」を削り、同項後段中「を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」の次に「とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」を加え、「第15条第1項に規定する」及び「(以下「要介護者」という。）」を削り、「介護」と、」の次に「第1項中」を、「深夜に」の次に「おける」を、「間をいう。）に」の次に「おける」を加え、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第15条第1項中「又は規則で定める者」を「その他規則で定める者（第18条の2第1項において「配偶者等」という。）」に改める。

第18条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の4第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 5 号

佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和 7 年 2 月 28 日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市職員の育児休業等に関する条例（平成16年佐渡市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第6号

佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年佐渡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の67.5」を「100分の68.75」に改める。

第15条の2第2項中「100分の50」を「100分の51.25」に改める。

第23条第1項第1号及び第2号中「28万円以上33万円以内」を「33万5,000円以上36万円以内」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第7号

佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和7年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市特別職の職員の給与に関する条例（平成16年佐渡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び期末手当」を「、期末手当及び寒冷地手当」に改める。

第4条中「及び期末手当」を「、期末手当及び寒冷地手当」に改め、同条ただし書中「、6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には100分の160」を「100分の160」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 8 号

佐渡市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 28 日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市教育長の給与に関する条例（平成27年佐渡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び期末手当」を「、期末手当及び寒冷地手当」に改める。

第4条中「及び期末手当」を「、期末手当及び寒冷地手当」に改め、同条ただし書中「、6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には100分の165」を「100分の160」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 9 号

佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す
る条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 28 日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年佐渡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の147.5、12月に支給する場合には100分の157.5」を「100分の160」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第10号

佐渡市大学等の交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について

佐渡市大学等の交流拠点施設の設置及び管理に関する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市大学等の交流拠点施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 地域交流や地域づくり活動等のため本市を訪れる大学生等の宿泊を支援することで、連携大学との交流促進及び関係・交流人口の拡大を図るため、交流拠点施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
簡易宿泊施設 ゲストハウスときわ	佐渡市泉104番地

(事業)

第3条 施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 施設の利用に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、施設の設置の目的を達成するために必要な事業

(利用時間)

第4条 施設を利用できる時間（以下「利用時間」という。）は、午後3時から翌日午前11時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 施設の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の許可)

第6条 施設を利用する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めると

き。

(2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 佐渡市暴力団排除条例（平成24年佐渡市条例第33号）第2条第1号又は第2号に該当する者であると認めるとき。

(4) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認めるとき。

3 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

（利用の制限）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(1) 施設を利用する者（以下「利用者」という。）が利用の目的に違反したとき。

(2) 利用者が偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。

(3) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の指示した事項に違反したとき。

(4) 利用者が前条第3項の規定により付された条件に違反したとき。

(5) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認めるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上特に必要があると認めるとき。

（使用料）

第8条 利用者は、別表に定める使用料を市長に前納しなければならない。ただし、市長が後納を認める場合は、この限りでない。

（使用料の減免）

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第10条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、次に掲げるとき

は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰さない理由により施設を利用できないとき。
- (2) 施設の利用を予定していた者が、利用の予定を取り消し、又は変更するとき。

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、施設の利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

3 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第12条 前条第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の利用の許可に関する業務
- (2) 施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の運営に関し市長が必要と認める業務

(利用料金)

第13条 第11条第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第8条の規定にかかわらず、利用者は、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

- 3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 4 指定管理者は、公益上の理由等あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、第10条各号のいずれかに該当するときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第8条、第13条関係）

施設（宿泊）使用料（税込み）

	使用料（1人1泊当たり）		
	一般	学生等	子ども
宿泊	6,000	3,000	2,000
			円

備考

- (1) 一般とは、学生等及び子ども以外の者とする。
- (2) 学生等とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、大学、高等専門学校、専門学校の学生及びそれに類する者並びにその学校の教員又は学生の引率者とする。
- (3) 子どもとは、学校教育法に定める小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童、生徒及びそれに類する者とする。
- (4) 小学生未満の者の宿泊は、無料とする。

議案第11号

佐渡市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について

佐渡市土地開発基金条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市土地開発基金条例を廃止する条例

佐渡市土地開発基金条例（平成16年佐渡市条例第107号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議案第12号

佐渡市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市学校給食センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市学校給食センター条例の一部を改正する条例

佐渡市学校給食センター条例（平成16年佐渡市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第2条の表赤泊学校給食センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第13号

佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成19年佐渡市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「佐渡市赤泊283番地1」を「佐渡市赤泊2457番地」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第14号

佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月28日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成16年佐渡市条例第307号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,900人」を「1,700人」に改める。

第12条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「年額報酬、出動報酬及び機械器具管理委託費」を「年額報酬及び出動報酬」に改め、同条第2項中「及び機械器具管理委託費」を削る。

別表中「年額報酬、出動報酬及び機械器具管理委託費」を「年額報酬及び出動報酬」に改め、同表班長の項中「31,000円」を「37,000円」に改め、同表団員の項中「25,000円」を「36,500円」に改め、同表中「

警戒、捜索、訓練又は演習の場合（1日につき）	4時間以上	5,000円
	4時間未満	3,000円
機械器具管理委託費		
区分	年額	

」を「

警戒、捜索、訓練又は演習の場合（1日につき）	4時間以上	5,000円
	4時間未満	3,000円

」に改め、同表ポンプ車、積載車の項及び小型ポンプの項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第15号

佐渡市多子世帯出産成長祝金の支給に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

佐渡市多子世帯出産成長祝金の支給に関する条例の一部を改正する条
例を次のとおり制定する。

令和7年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市多子世帯出産成長祝金の支給に関する条例の一部を改正する
条例

佐渡市多子世帯出産成長祝金の支給に関する条例（令和3年佐渡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「児童を」を「児童と18歳の誕生日以後最初の3月31日を経過した後22歳の誕生日以後最初の3月31日までの間にある者のうち、」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年10月1日から適用する。

議案第16号

佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年佐渡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第17号

佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年佐渡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第151条第13項中「事業所の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第18号

佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月28日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例（平成21年佐渡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「佐渡市春日1137番地4」を「佐渡市中興乙1601番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月28日から施行する。

議案第19号

佐渡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市病院事業の設置等に関する条例（平成21年佐渡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表中「佐渡市浜田177番地1」を「佐渡市梅津2314番地1」に改める。

第2条第3項第1号中「99床」を「60床」に改める。

附 則

この条例は、令和7年5月1日から施行する。

議案第20号

佐渡市母子健康センター条例を廃止する条例の制定について

佐渡市母子健康センター条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市母子健康センター条例を廃止する条例

佐渡市母子健康センター条例（平成16年佐渡市条例第218号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第21号

佐渡市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市保健センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市保健センター条例の一部を改正する条例

佐渡市保健センター条例（平成16年佐渡市条例第217号）の一部を次のように改正する。

第2条の表両津保健センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第22号

佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例（令和４年佐渡市条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表第２の１入浴使用料の表ビューさわたの部一般利用券の款中「５００」を「６００」に、「小人」を「子ども」に、「２５０」を「３００」に改め、同部回数利用券の款中「５,０００」を「６,０００」に、「２,５００」を「３,０００」に改め、同表畑野温泉松泉閣の部一般利用券の款中「５００」を「６００」に、「小人」を「子ども」に、「２５０」を「３００」に改め、同部回数利用券の款中「５,０００」を「６,０００」に、「２,５００」を「３,０００」に改め、同表羽茂温泉クアテルメ佐渡の部一般利用券の款中「５５０」を「６００」に、「小人」を「子ども」に、同部回数利用券の款中「５,５００」を「６,０００」に、「２,８００」を「３,０００」に改め、同表備考中「小人」を「子ども」に、「前２号以外」を「中学生以上」に改める。

附 則

この条例は、令和７年７月１日から施行する。

議案第23号

佐渡市赤泊温泉保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

佐渡市赤泊温泉保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市赤泊温泉保養センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

佐渡市赤泊温泉保養センターの設置及び管理に関する条例（平成17年佐渡市条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表一般利用券の部中「500」を「600」に、「小人」を「子ども」に、「250」を「300」に改め、同表回数利用券の部中「5,000」を「6,000」に、「小人」を「子ども」に、「2,500」を「3,000」に改め、同表備考中「小人」を「子ども」に改める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

議案第24号

佐渡市赤泊自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市赤泊自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市赤泊自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

佐渡市赤泊自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例（平成17年佐渡市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「宿泊又は」を削る。

第4条及び第5条を削る。

第6条中「日帰り利用は午前9時から午後9時までとし、宿泊利用は午後2時から翌日午前10時」を「午前9時から午後5時」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第6条を第4条とする。

第7条ただし書中「指定管理者は、」を「市長が特に」に改め、「、市長の承認を得て」を削り、同条を第5条とする。

第8条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第6条とする。

第9条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第7条とする。

第10条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条第1項本文中「利用料金」を「使用料」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同項ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条を第8条とする。

第11条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「指定管理者は、公益上の理由等あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金」を「市長は、特に必要があると認めるときは、使用料」に改め、同条を第9条とする。

第12条（見出しを含む。）中「利用料金」を「使用料」に改め、同条を第10条とし、第13条を第11条とする。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

赤泊自然休養村管理センター使用料（税込み）

（単位：円）

区分		単位	使用料（1時間当たり）
休養室	301号室	1室	200
郷土芸能伝習室	302号室	1室	250
	303号室	1室	400
研修室	305号室	1室	200
	306号室	1室	250
	307号室	1室	250
農林漁業資料室	308号室	1室	500
ホール		1室	850
食堂		1室	700

備考

- 許可に係る利用時間のうちに1時間未満の端数の時間があるときの使用料は、当該端数の時間を1時間として算出する。許可に係る利用時間が1時間に満たないときも同様とする。
- 利用終了時刻が午後5時を超える場合は、上記定額に100分の20を乗じて得た額を加算した金額とする。
- 冷暖房設備を使用する場合の使用料は、上記定額に100分の30を乗じて得た額を加算した金額とする。
- 営利を目的とする場合は、上記定額の2倍の金額とする。備考第2項又は前項により使用料が加算された場合は、その2倍の金額とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例の施行の日の前日までに、改正前の佐渡市赤泊自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、

手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

議案第25号

佐渡市世界遺産推進基金条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市世界遺産推進基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市世界遺産推進基金条例の一部を改正する条例

佐渡市世界遺産推進基金条例（平成23年佐渡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐渡市世界遺産基金条例

第1条中「世界遺産登録推進事業及び世界遺産登録後の佐渡金銀山」を「世界遺産「佐渡島の金山」」に、「文化財保護事業」を「文化財の保存と活用事業」に改め、「推進」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第26号

佐渡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

佐渡市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例（令和6年佐渡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条の改正規定中「第34条第1項及び第2項」を「第37条第1項及び第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第27号

佐渡市辺地総合整備計画（令和4年度～令和6年度）の変更について

佐渡市辺地総合整備計画（令和4年度～令和6年度）の変更について、
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和7年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（佐渡市辺地総合整備計画書（令和4年度～令和6年度）（第3次変更）
別紙添付）

議案第28号

佐渡市辺地総合整備計画（令和7年度～令和9年度）の策定について

佐渡市辺地総合整備計画（令和7年度～令和9年度）の策定について、
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和7年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

（佐渡市辺地総合整備計画書（令和7年度～令和9年度）別紙添付）

議案第29号

佐渡市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について

佐渡市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等下記のとおり変更することについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記

佐渡市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等（平成20年佐渡市告示第55号）の一部を次のように変更する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(5) マイナンバーカードの交付申請の受付及び引渡し、更新、券面記載事項変更、紛失届の受付及び返納

第3条中「令和3年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

別表中「事務取扱郵便局」を削り、「

吉井郵便局 水津郵便局 月布施郵便局

」を「

	事務の範囲	事務取扱郵便局
1	第2条第1項第1号、第2号、第3号及び第4号に定める事務を取り扱わせる郵便局	吉井郵便局 水津郵便局 月布施郵便局
2	第2条第1項第5号に定める事務を取り扱わせる郵便局	鷺崎郵便局 姫津郵便局 水津郵便局

多田郵便局

」に改める。

令和7年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第30号

市道路線の廃止及び認定について

下記の路線を廃止及び認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 廃止する路線

路線名	起点	終点	備考	
			延長(m)	幅員(m)
7区浦の川内 6号線	佐渡市松ヶ崎 835番1地先	佐渡市多田 675番1地先	308.8	4.2～12.3
大倉19号線	佐渡市大倉114 番地先	佐渡市大倉109 番地先	116.3	0.8～2.3
浜中22号線	佐渡市吉岡 1196番1地先	佐渡市真野959 番地先	399.1	2.6～9.3
浜中24号線	佐渡市吉岡 1193番1地先	佐渡市真野74 番地先	191.9	1.5～3.7
西三川5号線	佐渡市西三川 1324番地先	佐渡市西三川 1252番地先	145.9	3.9～6.9
西三川53号線	佐渡市西三川 1327番地先	佐渡市西三川 1329番地先	170.7	1.2～2.6
西三川54号線	佐渡市西三川 1868番地先	佐渡市西三川 1188番地先	175.5	1.0～3.0

2 認定する路線

路線名	起点	終点	備考	
			延長(m)	幅員(m)

7区浦の川内 6号線	佐渡市松ヶ崎 840番地先	佐渡市多田670 番1地先	169.5	4.1～15.1
大倉19号線	佐渡市大倉114 番地先	佐渡市大倉110 番2地先	80.2	1.2～2.3
浜中22号線	佐渡市真野新 町634番7地先	佐渡市真野959 番地先	50.0	2.4～6.4
浜中24号線	佐渡市吉岡 1193番1地先	佐渡市真野76 番8地先	110.9	1.5～3.7
西三川5号線	佐渡市西三川 1204番地先	佐渡市西三川 1884番1地先	432.4	3.6～8.0

令和7年2月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第31号

佐渡クリーンセンター基幹的設備改良工事請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 佐渡クリーンセンター基幹的設備改良工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 4,994,000,000円
- 4 契約の相手方 東京都港区海岸一丁目14番5号
川崎重工業株式会社
代表取締役 橋本 康彦

令和7年2月28日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

- 議案第32号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第12号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第33号 令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第34号 令和6年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5
号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第35号 令和6年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）に
ついて
（予算書別紙添付）
- 議案第36号 令和6年度佐渡市小水力発電特別会計補正予算（第1号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第37号 令和6年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）に
ついて
（予算書別紙添付）
- 議案第38号 令和6年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第4号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第39号 令和6年度佐渡市病院事業会計補正予算（第4号）につい
て
（予算書別紙添付）
- 議案第40号 令和6年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）につい
て
（予算書別紙添付）
- 議案第41号 令和6年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第4号）につ
いて
（予算書別紙添付）
- 議案第42号 令和7年度佐渡市一般会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第43号 令和7年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第44号 令和7年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第45号 令和7年度佐渡市介護保険特別会計予算について
（予算書別紙添付）
- 議案第46号 令和7年度佐渡市小水力発電特別会計予算について
（予算書別紙添付）

- 議案第47号 令和7年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第48号 令和7年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第49号 令和7年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第50号 令和7年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第51号 令和7年度佐渡市真野財産区特別会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第52号 令和7年度佐渡市病院事業会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第53号 令和7年度佐渡市水道事業会計予算について
(予算書別紙添付)
- 議案第54号 令和7年度佐渡市下水道事業会計予算について
(予算書別紙添付)

議案第 32 号

《令和 6 年度 佐渡市一般会計補正予算（第 12 号）概要》

1. 補正予算について

- ・国の「総合経済対策」に伴う事業の経費を計上
- ・道路除雪事業の経費を増額計上
- ・その他の経費については、12 月補正予算編成後の事由による必要な経費と不用額の見込みに伴う減額等を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	50,931,397
補正額	283,231
累計予算額	51,214,628

3. 財源内訳

(単位：千円)

地方交付税	450,836
国・県支出金	△177,649
繰入金	△163,865
市債	△146,200
その他	320,109

4. 補正項目

(単位：千円)

1) 国の「総合経済対策」に伴う事業

(事業内容)

①生活応援券発行事業（原油価格・物価高騰対策）

【地域産業振興課】補正額：254,994 千円

物価高の影響を受ける市民の生活を支援するため、生活応援券を発行する経費を計上。

- ・市民の皆様からお買い求めいただける商品券
販売数量 30,200 冊 販売価格 1 冊 5,000 円（額面 6,500 円）
- ・子育て世帯に無料配布する子育て世帯応援券
配布数量 5,800 冊（配布対象児童数）
児童 1 人あたり 5,000 円分の商品券を配布

②社会福祉施設等物価高騰対策支援事業（原油価格・物価高騰対策）

【高齢福祉課】補正額：18,944 千円

物価高騰に伴う経費の増を利用料等に転嫁できない社会福祉施設等に対し、燃料費・光熱費等の経費高騰分の一部を支援する経費を計上。

2) 道路除雪事業【建設課】

補正額：375,325 千円

(事業内容)

降雪の影響に伴う道路除雪の経費を増額計上。

- ・道路除雪委託料ほか

令和6年度 一般会計補正予算(第12号) 事業概要一覧

事業名		概要	担当課
1) 国の経済対策に伴う事業			
①	生活応援券発行事業(原油価格・物価高騰対策) 予算額[254,994] 財 源[[国]103,994] [[諸]151,000]	物価高の影響を受ける市民の生活を支援するため、生活応援券を発行する経費を計上。 ・市民の皆様からお買い求めいただける商品券 販売数量 30,200冊(1冊500円×13枚) 販売価格 1冊5,000円(額面6,500円) 購入対象者 令和7年1月末日時点で住民基本台帳に登録のある佐渡市民 ・子育て世帯に無料配布する子育て世帯応援券 配布数量 5,800冊(配布対象児童数) 対象児童1人に5,000円分の商品券を配布(1冊500円×10枚) 配布対象者 令和7年1月末日時点で住民基本台帳に登録のある18歳以下の児童(対象児童を養育する世帯に配布)	地域産業振興課
②	社会福祉施設等物価高騰対策支援事業(原油価格・物価高騰対策) 予算額[18,944] 財 源[[国]18,144]	物価高騰に伴う経費の増を利用料等に転嫁できない社会福祉施設等に対し、燃料費・光熱費等の経費高騰分の一部を支援する経費を計上。 ・社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金 18,926千円	高齢福祉課
2)	道路除雪事業 予算額[375,325] 財 源[[国]△15,110] [[地]△3,900] [[一]394,335]	降雪の影響に伴う道路除雪の経費を増額計上。 ・道路除雪委託料 364,500千円	建設課

※一覧表中、[国]は国庫支出金、[地]は地方債、[諸]は諸収入、[一]は一般財源の略。

※事業名欄の数値の単位は千円。

議案第 33 号

《令和 6 年度 佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）概要》

1. 補正予算について

- ・療養給付費等の支出増に伴い保険給付費を増額計上
- ・保険基盤安定負担金等の確定により一般会計繰入金を増額計上
- ・前年度保険給付費等交付金等の決定により償還金を増額計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	5,450,155
補正額	136,935
累計予算額	5,587,090

3. 財源内訳

(単位：千円)

県支出金	129,551
財産収入	19
一般会計繰入金	7,365

4. 補正項目

(単位：千円)

保険給付費	補正額	129,551
基金積立金	補正額	19
諸支出金	補正額	7,365

議案第 34 号

《令和 6 年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 5 号)概要》

1. 補正予算について

- ・ 調定見込額増に伴う現年度分の後期高齢者医療保険料の増額計上
- ・ 保険基盤安定負担金の確定による後期高齢者医療広域連合納付金を減額計上
- ・ 人件費の実績等による減額計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	932,663
補正額	△8,653
累計予算額	924,010

3. 財源内訳

(単位：千円)

現年度分特別徴収保険料	639
現年度分普通徴収保険料	213
一般会計繰入金	△9,505

4. 補正項目

(単位：千円)

○総務費

- ・ 一般管理費（人件費） 補正額： △2,232

○後期高齢者医療広域連合納付金

- ・ 保険料等負担金 補正額： 852
- ・ 基盤安定負担金 補正額： △7,273

議案第 35 号

《令和 6 年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金等の補正を計上
- ・ 総務費、保険給付費等の補正を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	9,154,998
補正額	△254,941
累計予算額	8,900,057

3. 財源内訳

(単位：千円)

介護保険料	△9,603
国庫支出金	△5,225
支払基金交付金	△65,820
県支出金	7,893
財産収入	244
繰入金	△182,430

4. 補正項目

(単位：千円)

総務費	
・ 一般管理費	補正額： △11,775
保険給付費	
・ 介護サービス等諸費	補正額： △250,554
基金積立金	
・ 給付準備基金積立金	補正額： 7,388

議案第 36 号

《令和 6 年度 佐渡市小水力発電特別会計補正予算（第 1 号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 売電収入の増加により小水力発電売電料を増額計上
- ・ 一般会計繰出金を売電収入の増額見込みにより増額計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	35,000
補正額	2,800
累計予算額	37,800

3. 財源内訳

(単位：千円)

発電売電料収入	2,800
---------	-------

4. 補正項目

(単位：千円)

一般会計繰出金	補正額： 2,800
---------	------------

議案第 37 号

《令和 6 年度 佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第 3 号）概要》

1. 補正予算について

- ・ サービス収入及び一般会計繰入金等の補正を計上
- ・ 一般管理費及び介護サービス費の補正を計上

2. 予算規模 (単位：千円)

補正前の額	261,728
補正額	△26,371
累計予算額	235,357

3. 財源内訳 (単位：千円)

サービス収入	△29,394	
財産収入	123	
一般会計繰入金	2,900	

4. 補正項目 (単位：千円)

特別養護老人ホーム費		
・ 一般管理費（人件費）	補正額：	△15,911
・ 一般管理費	補正額：	△3,730
・ 介護サービス費	補正額：	△6,730

議案第 38 号

《令和 6 年度 佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第 4 号）概要》

1. 補正予算について

- ・ サービス収入の減額及び一般会計繰入金の増額計上
- ・ 一般管理費及び介護サービス費の減額計上
- ・ 独立インフラ設備整備の事業実施の見直しに伴う継続費の年割額の変更に
より、整備に要する経費の減額計上

2. 予算規模 (単位：千円)

補正前の額	746,026
補正額	△144,963
<hr/>	
累計予算額	601,063

3. 財源内訳 (単位：千円)

サービス収入	△81,290
一般会計繰入金	58,327
市債	△122,000

4. 補正項目 (単位：千円)

介護老人保健施設費		
・ 一般管理費（人件費）	補正額： △21,188
・ (継続費) 介護サービス施設整備事業	補正額： △121,175
・ 介護サービス費	補正額： △2,600

議案第 39 号

《令和 6 年度 佐渡市病院事業会計補正予算（第 4 号）概要》

【主な内容】

- ・ 予算上の収支は、432,865 千円の赤字予算
- ・ 入院・外来収益は実績を考慮し、患者数等の見込みを修正して補正減
- ・ 一般会計繰入金の精算的調整による補正減

収益的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正 4 号	補正後
収入	1,643,186	△103,376	1,539,810
支出	2,001,160	△28,485	1,972,675
収支	△357,974	△74,891	△432,865

	両津病院			相川診療所		
	既決予定額	補正 4 号	補正後	既決予定額	補正 4 号	補正後
収入	1,393,367	△101,813	1,291,554	249,819	△1,563	248,256
支出	1,555,805	△23,535	1,532,270	445,355	△4,950	440,405
収支	△162,438	△78,278	△240,716	△195,536	3,387	△192,149

資本的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正 4 号	補正後
収入	4,302,022	△3	4,302,019
支出	4,312,380	83	4,312,463
収支	△10,358	△86	△10,444

	両津病院			相川診療所		
	既決予定額	補正 4 号	補正後	既決予定額	補正 4 号	補正後
収入	4,133,835	△3	4,133,832	168,187	0	168,187
支出	4,294,193	83	4,294,276	18,187	0	18,187
収支	△160,358	△86	△160,444	150,000	0	150,000

【両津病院】

- [補正額] ・ 収益的収入 △101,813 千円 ・ 収益的支出 △23,535 千円
 ・ 資本的収入 △3 千円 ・ 資本的支出 83 千円

- [主な内容] ・ 入院及び外来収益について、患者数等の実績見込みによる補正減
 ・ 材料費について、薬品及び診療材料等の実績見込みによる補正減

【相川診療所】

- [補正額] ・ 収益的収入 △1,563 千円 ・ 収益的支出 △4,950 千円

- [主な内容] ・ 材料費について、薬品及び診療材料等の実績見込みによる補正減

議案第 40 号

《令和 6 年度 佐渡市水道事業会計補正予算（第 3 号）概要》

1. 補正予算について

- ・実績により収入見込みを精査し給水収益の減額を計上
- ・資産減耗費の減額とこれに伴う長期前受金戻入益の減額を計上
- ・貸倒引当金繰入額の増額を計上
- ・実績等により委託料及び工事請負費の減額を計上
- ・工事請負費の減額に伴う工事負担金等の減額を計上
- ・企業債償還金の増額を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

・収益的収支

収入	補正前の額	2,670,432	支出	補正前の額	2,673,096
	補正額	△42,291		補正額	△45,963
	累計予算額	2,628,141		累計予算額	2,627,133

・資本的収支

収入	補正前の額	1,342,211	支出	補正前の額	2,362,010
	補正額	△65,106		補正額	△26,884
	累計予算額	1,277,105		累計予算額	2,335,126

3. 主な財源内訳（資本的収支）

(単位：千円)

・企業債	134,700
・工事負担金	△197,034
・補てん財源（損益勘定留保資金）充当	38,222

4. 主な補正内容

(単位：千円)

○収益的収支

・収入	給水収益	補正額	△35,334
	長期前受金戻入益	補正額	△5,574
・支出	委託料	補正額	△51,304
	貸倒引当金繰入額	補正額	9,850

○資本的収支

・収入	工事負担金ほか	補正額	△65,106
・支出	施設改良費	補正額	△38,886
	企業債償還金	補正額	16,002

議案第 41 号

《令和 6 年度 佐渡市下水道事業会計補正予算（第 4 号）概要》

1. 補正予算について

- ・実績により収入見込みを精査し使用料収益の減額を計上
- ・設備更新工事の実施に伴い資産減耗費の増額を計上
- ・資産減耗費の増額に伴い長期前受金戻入益の増額を計上
- ・実績見込みにより災害復旧事業費の減額を計上
- ・実績見込みによる一般会計繰入金の収入科目間での調整

2. 予算規模

・収益的収支		(単位：千円)	
収入	補正前の額 3,221,778	支出	補正前の額 3,211,073
	<u>補正額 5,566</u>		<u>補正額 23,894</u>
	累計予算額 3,227,344		累計予算額 3,234,967
・資本的収支			
収入	補正前の額 1,963,065	支出	補正前の額 2,594,949
	<u>補正額 △68,811</u>		<u>補正額 △38,326</u>
	累計予算額 1,894,254		累計予算額 2,556,623

3. 財源内訳（資本的収支） (単位：千円)

- ・補てん財源（当年度損益勘定留保資金）充当 30,485

4. 主な補正内容 (単位：千円)

○収益的収支

・収入	公共下水道使用料	補正額	△21,000
	農業集落排水施設使用料	補正額	△160
	漁業集落排水施設使用料	補正額	△1,600
	他会計負担金	補正額	3,198
	他会計補助金	補正額	12,362
	長期前受金戻入益	補正額	12,766
・支出	総係費	補正額	1,575
	資産減耗費	補正額	22,319

○資本的収支

・収入	企業債	補正額	△20,300
	国庫補助金	補正額	△32,951
	他会計補助金	補正額	△15,560
・支出	下水道施設改良費	補正額	△38,326

議案第43号

《令和7年度 佐渡市国民健康保険特別会計当初予算概要》

1 当初予算について

新潟県の算定に基づく保険給付費及び事業費納付金に、保健事業に係る経費及び人件費を計上し編成。

2 予算規模

予算総額 5,562,000千円（前年比 142,000千円 2.6%増）

3 事業費納付金の内訳

- ・医療分 775,149千円（前年比 △34,929千円 4.3%減）
- ・後期分 330,488千円（前年比 △5,023千円 1.5%減）
- ・介護分 107,652千円（前年比 △8,072千円 7.0%減）

4 被保険者推計

11,014人（前年比 △432人 3.8%減）

主な歳入歳出の内容

〈歳入〉

（単位：千円）

項目	令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	差引増減	備考
国民健康保険税	876,277	938,376	△ 62,099	医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分現年課税分、滞納繰越分保険税
国庫支出金	1	2	△ 1	社会保障・税番号制度システム整備補助金
県支出金	4,249,562	4,061,771	187,791	保険給付費等交付金
財産収入	11	2	9	財政調整基金利子
繰入金	433,630	417,264	16,366	保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金
その他歳入	2,519	2,585	△ 66	手数料、前年度繰越金、延滞金、返納金
合計	5,562,000	5,420,000	142,000	

〈歳出〉

（単位：千円）

項目	令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	差引増減	備考
総務費	76,642	73,788	2,854	人件費、一般管理費
保険給付費	4,192,850	3,996,279	196,571	療養諸費、高額療養費、移送費、出産育児諸費、葬祭諸費
国民健康保険事業費納付金	1,213,289	1,261,313	△ 48,024	医療費給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分
保健事業費	68,196	76,561	△ 8,365	特定健康診査等事業費、保健事業費
基金積立金	11	2	9	財政調整基金積立金
その他歳出	7,512	8,557	△ 1,045	保険税還付金、一時借入金利子
予備費	3,500	3,500	0	
合計	5,562,000	5,420,000	142,000	

議案第44号

《令和7年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

新潟県後期高齢者医療広域連合の算定に基づく保険料及び納付金等に、保険料徴収・保険給付に係る人件費及び事務費等並びに保健事業費を計上し編成。

2. 予算規模

予算総額 946,514 千円(前年比 21,214千円 2.3%増)

3. 主な歳入歳出の内容

<歳入>

(単位：千円)

項目名	令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	差引増減	備考
後期高齢者医療保険料	657,490	641,979	15,511	現年・過年度保険料
使用料及び手数料	100	100	0	督促手数料
繰入金	277,156	273,353	3,803	
繰越金	1	1	0	
諸収入	11,767	9,867	1,900	後期高齢者医療広域連合人件費負担金 人間ドック費用助成補助金
合計	946,514	925,300	21,214	

<歳出>

(単位：千円)

項目名	令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	差引増減	備考
総務費	41,464	38,307	3,157	人件費(4名分) 事務費
後期高齢者医療 広域連合納付金	901,999	885,422	16,577	保険料負担金 基盤安定負担金(県3/4 市1/4)
諸支出金	3,051	1,571	1,480	過年度保険料還付金 保険料還付加算金
合計	946,514	925,300	21,214	

4. 令和7年度保険料率について

- ・均等割額 44,200円
- ・所得割率 8.61%

議案第45号

《令和7年度 佐渡市介護保険特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

被保険者数、保険給付及び地域支援事業の動向等を踏まえ必要な所要額を計上した。

2. 予算規模

予算総額 8,580,588 千円（前年比 △ 213,012 千円 2.4% 減）

3. 主な歳入歳出の内容

＜歳入＞

（単位：千円）

項目名	令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	差引増減	備 考
保険料	1,372,740	1,407,853	△ 35,113	第1号被保険者保険料
国庫支出金	2,310,001	2,383,706	△ 73,705	介護給付費負担金 地域支援事業交付金
支払基金交付金	2,193,814	2,246,145	△ 52,331	介護給付費交付金 地域支援事業支援交付金
県支出金	1,222,884	1,251,099	△ 28,215	介護給付費負担金 地域支援事業交付金
繰入金	1,473,412	1,497,236	△ 23,824	一般会計繰入金 介護給付費準備基金繰入金
その他の歳入	7,737	7,561	176	事業者指定等手数料 地域支援事業利用者負担金
合 計	8,580,588	8,793,600	△ 213,012	

＜歳出＞

（単位：千円）

項目名	令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	差引増減	備 考
総務費	188,613	145,641	42,972	人件費 一般管理費及び介護認定審査会費等
保険給付費	7,896,134	8,096,558	△ 200,424	介護サービス給付費 介護予防サービス給付費
地域支援事業費	489,819	545,452	△ 55,633	人件費 介護予防・日常生活支援総合事業 包括的支援事業、任意事業
基金積立金	109	11	98	介護給付費準備基金積立金
公債費	1	1	0	一時借入金利子
諸支出金	2,912	2,937	△ 25	第1号被保険者保険料還付金等
予備費	3,000	3,000	0	
合 計	8,580,588	8,793,600	△ 213,012	

議案第 46 号

《令和 7 年度 佐渡市小水力発電特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

令和 7 年度小水力発電特別会計は、売電収入を市が管理する土地改良施設の維持管理費に充当し一般財源の節減を図りつつ、今後想定される施設更新費等を考慮した積立計画を反映させて予算編成した。

2. 予算規模	(単位：千円)
当初予算額	35,000

3. 財源および歳出内訳	(単位：千円)
財源	歳出
発電売電料収入 . . . 34,987	発電事業費 . . . 35,000
その他財源 . . . 13	

4. 主な事業 (単位：千円)

○小水力発電特別会計【農林水産振興課】予算額 : 35,000 千円

(事業内容)

発電事業費	
○需用費	660 千円
○役務費	158 千円
○委託料	2,523 千円
○使用料及び賃借料	156 千円
○積立金	8,248 千円
○公課費(消費税)	1,800 千円
○一般会計繰出金	21,455 千円

議案第47号

《令和7年度 佐渡市すこやか両津特別会計当初予算概要》

1 当初予算について

介護老人保健施設の運営と利用者への介護サービスに必要な所要額を計上した。

2 予算規模

予算総額 643,370千円 (前年比 △ 476,030 千円 42.5 %減)

3 主な歳入歳出の内容

＜歳入＞

(単位：千円)

項 目	令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	差引増減	備 考
サービス収入	395,723	407,505	△ 11,782	介護給付費収入 自己負担金収入
使用料及び手数料	240	237	3	使用料
県支出金	1	1	0	県委託金
寄附金	1	1	0	寄附金
繰入金	242,059	163,949	78,110	一般会計繰入金
繰越金	4,000	4,000	0	繰越金
諸収入	1,346	1,507	△ 161	雑入
市債	0	542,200	△ 542,200	
合 計	643,370	1,119,400	△ 476,030	

＜歳出＞

(単位：千円)

項 目	令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	差引増減	備 考
介護老人保健施設費	639,635	1,116,151	△ 476,516	施設費 介護サービス費
公債費	3,334	2,848	486	地方債償還金
諸支出金	1	1	0	
予備費	400	400	0	
合 計	643,370	1,119,400	△ 476,030	

議案第 48 号

《令和 7 年度 佐渡市五十里財産区特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

- ・ 財産区管理会運営費を計上

2. 予算規模

予算総額 190 千円（前年比 2 千円 1.1%増）

3. 主な歳入歳出の内容

（単位：千円）

- ・ 歳入
 - 財産収入 187
- ・ 歳出
 - 管理会費 140

4. 主な事業内容

- ・ 財産区管理会を開催し、山林整備等について協議を行う。

議案第 49 号

《令和 7 年度 佐渡市二宮財産区特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

- ・ 財産区管理会運営費を計上
- ・ 造林事業費を計上

2. 予算規模

予算総額 3,273 千円（前年比 △4 千円 0.1%減）

3. 主な歳入歳出の内容

（単位：千円）

- ・ 歳入
 - 財産収入 180
 - 諸収入 3,091
- ・ 歳出
 - 分収造林事業 3,000

4. 主な事業内容

- ・ 財産区管理会を開催し、山林整備等について協議を行う。
- ・ 国立研究開発法人、森林研究・整備機構、森林整備センターとの分収契約地の森林整備事業を行う。

議案第 50 号

《令和 7 年度 佐渡市新畑野財産区特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

- ・ 財産区管理会運営費を計上
- ・ 造林事業費を計上

2. 予算規模

予算総額 3,456 千円（前年比 △28 千円 0.8%減）

3. 主な歳入歳出の内容

（単位：千円）

- ・ 歳入
 - 財産収入 288
 - 諸収入 3,091
- ・ 歳出
 - 分収造林事業 3,000

4. 主な事業内容

- ・ 財産区管理会を開催し、山林整備等について協議を行う。
- ・ 国立研究開発法人、森林研究・整備機構、森林整備センターとの分収契約地の森林整備事業を行う。

議案第 51 号

《令和 7 年度 佐渡市真野財産区特別会計当初予算概要》

1. 当初予算について

- ・ 財産区管理会運営費を計上
- ・ 造林事業費を計上

2. 予算規模

予算総額 3,269 千円（前年比 1 千円 0.03%増）

3. 主な歳入歳出の内容

（単位：千円）

・ 歳入		
財産収入	176	
諸収入	3,091	
・ 歳出		
分収造林事業	3,000	

4. 主な事業内容

- ・ 財産区管理会を開催し、山林整備等について協議を行う。
- ・ 国立研究開発法人、森林研究・整備機構、森林整備センターとの分収契約地の森林整備事業を行う。

《令和 7 年度 佐渡市病院事業会計当初予算概要》

【令和 7 年度予算額（病院事業全体）】

○予算上の収益的収支は、515,797 千円の赤字予算

収益的収支

(単位：千円)

	病院事業会計		
	R 7 当初	R 6 当初	比較増減
収入	1,573,280	1,642,481	△69,201
支出	2,089,077	1,984,422	104,655
収支	△515,797	△341,941	△173,856

	両津病院			相川診療所		
	R 7 当初	R 6 当初	比較増減	R 7 当初	R 6 当初	比較増減
収入	1,394,337	1,392,862	1,475	178,943	249,619	△70,676
支出	1,803,779	1,535,037	268,742	285,298	449,385	△164,087
収支	△409,442	△142,175	△267,267	△106,355	△199,766	93,411

資本的収支

(単位：千円)

	病院事業会計		
	R 7 当初	R 6 当初	比較増減
収入	167,734	4,126,824	△3,959,090
支出	108,675	4,158,380	△4,049,705
収支	59,059	△31,556	90,615

	両津病院			相川診療所		
	R 7 当初	R 6 当初	比較増減	R 7 当初	R 6 当初	比較増減
収入	73,400	3,958,637	△3,885,237	94,334	168,187	△73,853
支出	101,178	4,140,193	△4,039,015	7,497	18,187	△10,690
収支	△27,778	△181,556	153,778	86,837	150,000	△63,163

【両津病院】

1 編成方針

- ・令和 7 年 5 月から移転する新病院でも地域の病院として現在の医療水準を維持し、患者数確保と地域包括ケア病床の稼働率向上により経営改善に努める

2 予算概要

- ・予算上の収益的収支は、409,442 千円の赤字予算
- ・入院収益は病床稼働率を 60 床の 91% で算出、外来収益は昨年度同等で見込
- ・新病院の施設設備に係る減価償却費等の経費が増加

【相川診療所】

1 編成方針

- ・地域の診療所として外来診療の維持と患者数確保に努める

2 予算概要

- ・予算上の収益的収支は、106,355 千円の赤字予算
- ・令和 7 年 7 月からの入院病床休床により、入院収益及び人件費等関連経費が減少、外来収益は昨年度同等で見込
- ・一般会計からの運営資金繰入金として 90,000 千円を計上

《令和 7 年度 佐渡市水道事業会計当初予算概要》

1. 当初予算について

- ・収益的収支では、経常費用の節減に努めるとともに一般会計補助金を繰り入れ、資本的収支においても建設改良費の節減に努めるとともに、国庫補助と水道事業債の活用により健全経営を目指す。
- ・主な建設改良事業として、老朽管更新事業、配水管等敷設(替)事業及び施設増改良事業を実施し、管路と施設の強靱化と長寿命化を推進し、安全安心な水道水の安定供給を図る。

2. 予算規模

(単位：千円)

(1) 収益的支出		(2) 資本的支出	
当初予算額	2,634,280	当初予算額	2,091,284
前年度当初予算額	2,669,737	前年度当初予算額	2,366,384
予算額増減	△35,457	予算額増減	△275,100

3. 財源及び支出内訳

(単位：千円)

(1) 収益的収入及び支出			(2) 資本的収入及び支出		
		昨年度増減			昨年度増減
・水道事業収益	2,634,280	(△35,457)	・資本的収入	1,105,483	(△236,728)
営業収益	1,388,634	(△13,143)	企業債	505,600	(△124,000)
営業外収益	1,245,644	(△22,314)	国庫補助金	190,000	(20,000)
特別利益	2	(0)	工事負担金	185,312	(△134,431)
・水道事業費用	2,634,280	(△35,457)	出資金	224,571	(1,703)
営業費用	2,452,186	(△22,672)	・資本的支出	2,091,284	(△275,100)
営業外費用	181,493	(△12,685)	建設改良費	1,180,842	(△284,999)
特別損失	101	(0)	企業債償還金	910,442	(9,899)
予備費	500	(△100)			

4. 主な事業

(単位：千円)

○施設改良費		昨年度増減
・老朽管更新事業	368,000	(△55,550)
・配水管等敷設(替)事業	479,500	(△202,500)
・施設増改良事業	175,139	(△38,674)
○営業費用		昨年度増減
・原水及び浄水費	608,326	(47,937)
・配水及び給水費	266,331	(△33,565)
・総係費	269,608	(△640)
・減価償却費	1,269,635	(1,082)

議案第 54 号

《令和 7 年度 佐渡市下水道事業会計当初予算概要》

1. 当初予算について

- ・維持管理委託の見直し等により経費の節減に努めるとともに、国庫補助金及び企業債の活用により一般会計補助金を抑制し健全経営を目指す。
- ・計画的な施設更新と処理区統合により経費の削減及び平準化を図り、浸水想定区域図作成や耐震化等により防災力を強化し安心して利用できる下水道を構築する。

2. 予算規模

(単位：千円)

(1) 収益的支出		(2) 資本的支出	
当初予算額	3,263,735	当初予算額	2,609,458
前年度当初予算額	3,237,027	前年度当初予算額	2,535,036
予算額増減	26,708	予算額増減	74,422

3. 財源及び支出内訳

(単位：千円)

(1) 収益的収入及び支出		昨年度増減	(2) 資本的収入及び支出		昨年度増減
○下水道事業収益	3,263,735	(14,129)	○資本的収入	1,954,653	(71,932)
営業収益	717,923	(△35,863)	企業債	1,052,500	(51,300)
営業外収益	2,545,810	(49,992)	国庫補助金等	466,950	(129,450)
特別利益	2	(0)	受益者負担金等	14,302	(△5,737)
○下水道事業費用	3,263,735	(26,708)	他会計補助金	420,901	(△103,081)
営業費用	3,038,160	(47,436)	○資本的支出	2,609,458	(74,422)
営業外費用	224,465	(△20,728)	建設改良費	1,200,274	(98,186)
特別損失	110	(0)	企業債償還金	1,365,114	(△9,829)
予備費	1,000	(0)	負担金長期未払金	44,070	(△13,935)

4. 主な事業

(単位：千円)

○建設改良費		昨年度増減
・汚水管渠工事	334,000	(△252,500)
・処理施設工事	616,000	(386,164)
・雨水管渠工事	12,000	(5,000)
・施設更新工事	67,755	(12,412)
・災害復旧工事	0	(△100,000)
○営業費用		昨年度増減
・管渠費	131,106	(△620)
・処理場費	763,287	(152,368)
・ポンプ場費	48,662	(△6,674)
・農業集落排水費	6,904	(1,032)
・漁業集落排水費	40,022	(3,265)
・総係費	140,441	(△71,449)